



## 障害年金制度

5

今回は、社会保険の役割についてお話ししたいと思います。

毎月、給料から天引きされる社会保険料ですが、年金は「老後の話」と無関心な方もいらっしゃるかもしれません。しかし、いざという時にとても頼りになる存在である事は是非知っていただきたいと思えます。

では、その「いざ」という時はいつの事でしょうか。それは、病気や怪我をしてしまった時です。会社の仕事や通勤中に怪我をしてしまった場合などは、労働災害（「労災」として扱われ、働いて収入を得られない期間でも休業補償などの手厚い給付があります。し

かし、仕事と関係ない怪我や病気の場合、労災は適用されません。病気や怪我がすぐに治れば良いのですが、長期化してしまう事も十分にあり得ます。

最近では、うつ病に代表されるメンタルヘルス疾患にかかる方がかなりの人数に上っています。こうした病気の場合、長期の療養を必要とするケースが非常に多くなっています。療養の間、仕事に就くことができず、収入を得られなくなってしまう事があります。この時、どのようにして生活を成り立たせれば良いのでしょうか。その答えの一つが社会保険にあるのです。今回は、病気や怪

我などで仕事ができなくなってしまう場合のセーフティネットとしての社会保険に注目してみましよう。

まず、病気や怪我などで仕事ができなくなってしまう場合、すぐに支給されるのが「健康保険



の傷病手当金」です。傷病手当金はよく活用されていて、ご存知の方も多いかもしれません。いくつかの要件がそろえば、休み始めてから1年6カ月の間、健康保険から給与の約3分の2に相当する金額が傷病手当金とし

て支給されます。

この1年6カ月の間に病気や怪我が治れば再び働いて収入を得るという道が開けますが、不幸にしてそれだけ療養しても治らないという事もあり得ます。その場合はどうすれば良いのでしょうか。

実は、病気や怪我をしてから1年6カ月経ったら「障害年金」を受けられる事があるのです。障害年金は、厚生年金の場合、1級から3級まであり、それまでかけた保険料の額によって年金額が変わってきます。障害年金は、障害の状態にある間はずっと支給されますので、長期療養中の経済的支えとなってくれる制度なのです。

ただ、障害年金の場合、発病から1年6カ月を経過してから請求する事に

なるので、多くの場合、既に会社を辞めてしまっています。会社の総務や人事の担当者もあまり意識になく、扱った事もないというのが現状です。その為、療養が長期にわたる場合であっても、障害年金の受給の可能性と

いうのを誰も知らずにそのまま時間が経過してしまふという事がよくあります。『障害年金がある』という事を知っているか知らないかでその後の人生を大きく左右してしまします。是非、この障害年金という制度を知って欲しいと思います。人事や総務の担当の方は、病気や怪我で辞めていかれる社員の方に

「将来、障害年金という方法もありますよ」と一言でよいのでお伝えたいと思います。（社会保険労務コンサルタント渡辺事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤栄章